

# 日・米租税条約改正議定書

## 目的

- 二重課税の回避のため、投資先の国（源泉地国）が課税することができる所得の範囲等について調整。
- 脱税・租税回避行為を防止するための税務当局間での情報交換の実施等を可能とする。

## 一層の二重課税の調整

- 現行の日・米租税条約：平成16年に締結。 ➡ 日米間の緊密化する経済関係を反映し、約8年ぶりに改正。
  - ・親子会社間配当：源泉地国における免税対象の範囲を拡大（持株要件「50%超」→「50%以上」）
  - ・利子：源泉地国免税（改正前：金融機関のみ免税）



税務当局間の相互行政支援（情報交換、徴収共助）の枠組み



条約の規定の適用に関する紛争の解決のための相互協議手続（含む仲裁）



### ○米国進出の日本企業

⇒ 1,620社（2011年10月現在）

### ○対米直接投資残高

⇒ 21.3兆円（2011年末）

（我が国の対外直接投資残高の約29%に相当）

### ○対内直接投資残高

⇒ 5.5兆円（2011年末）

（対内直接投資残高の約31%に相当）

期待される効果

健全な投資・経済交流

人的交流の促進